

意見書

新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の環境影響評価については、工事工程を具体化した上で、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

ア 環境負荷ができる限り低減されるよう工事工程を検討すること。

また、道路、橋梁その他の工事段階における車両交通の渋滞緩和策の効果について説明すること。

なお、交通量因子については通過交通も加えること。

イ 立地予定企業の事業内容をできる限り具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。

なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行うこと。

ウ 事業計画地周辺に広がる住宅地の環境保全に考慮した調査、予測、評価及び保全措置を検討すること。

また、本事業による広域的な交通量の増加とそれに伴う環境への影響の有無を検討し、影響がある場合は広域での調査及び説明会の実施を検討すること。

(2) 大気質

事業計画地周辺は交通量が多く、車両の排出ガスの影響が懸念されることから、工事中・供用後の環境の変化を把握するため、沿道の微小粒子状物質（PM_{2.5}）を調査すること。

(3) 水質

柳瀬川の水質調査にあたっては、上流に立地する清瀬水再生センターからの放流水の影響を適切に評価できるよう、採水地点を設定すること。

(4) 土壌汚染

調査にあたっては、調査目的及び調査対象物質に応じた適切な採土地点及び採土方法を採用すること。

(5) 動植物及び生態系

柳瀬川への橋梁新設に伴う動植物及び生態系への影響については、橋梁の規模、構造、工法及び工事時期を具体化した計画に基づき予測及び評価を行うこと。

その際、計画の策定にあたり検討した経緯について、環境影響の点から説明すること。

2 環境保全措置について

(1) 工程に応じた環境保全措置

環境保全措置の検討・実施にあたっては、各工事工程に応じた時期及び内容とすること。

(2) 動植物、生態系及び景観に配慮した環境保全措置

当事業で講ずる環境保全措置により、計画地における動植物、生態系及び景観等の各環境面の改善・向上につながるよう、地区環境の創出を図ること。

(3) 埋蔵文化財

計画地には埋蔵文化財包蔵地が含まれることから、土地の改変を行う際には、周知の包蔵地の周囲についても埋蔵文化財の有無を確認した上で、埋蔵文化財の保護上必要な環境保全措置を講ずること。